

○蒲郡市幸田町衛生組合情報公開審査会規則

(平成二十八年六月二十七日)
規則 第七号

(趣旨)

第一条 この規則は、蒲郡市幸田町衛生組合情報公開条例（平成二十八年蒲郡市幸田町衛生組合条例第六号）第二条において準用する蒲郡市情報公開条例（平成十年蒲郡市条例第一号）第十二条第八項の規定に基づき、蒲郡市幸田町衛生組合情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(準用規定)

第二条 審査会の組織及び運営に関する必要な事項は、蒲郡市情報公開審査会規則（平成十年蒲郡市規則第六号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。